

やめよう不法投棄、 気をつけよう適正処理困難物



●不法投棄の現状
町内において、平成18年度は48件、平成19年度は58件の不法投棄が確認されています。
場所としては、道路や山林、空き地、畑などがほとんどですが、ごみ一時保管所に放置する場合も増えています。
不法投棄は、家庭の生活ごみからテレビ・冷蔵庫・洗濯機などの大型

※「5年以下の懲役」か「100万円以下の罰金」となり、または併せての処罰もあります。

不法投棄とは？

私たちが生活するときに、ごみは必ず出てくるものであり、ごみ処理には規定のルールがあります。しかし、このルールを守らずに排出されるごみが後を絶ちません。今回は不法投棄と適正処理困難物についてお知らせします。

- 適正処理困難物の例**
- ・殺虫剤、農薬、化学薬品
 - ・バッテリー
 - ・ガスボンベ
 - ・消火器
 - ・廃油、オイル、塗料
 - ・感染性医療廃棄物
 - ・タイヤ
 - ・自動車関係部品
 - ・農業機械
 - ・石こうボード
 - ・コンクリートブロック
 - ・中身の入ったビン・缶類
 - ・パソコン

町にある環境美化センターで処分できない廃棄物を「適正処理困難物」と言います。有害性・危険性・引火性のあるごみや、専門的な処理を必要とするごみが該当します。
これらのごみは、町のごみ収集に出したり、環境美化センターに搬入したりすることはできません。

適正処理困難物とは？

排出者が不明な廃棄物の処分は、基本的にはその土地の所有者が処分することになります。不法投棄されないためにも、日頃から草刈り、清掃などを行い、所有地の適正な管理をお願いいたします。また、不法投棄を発見した場合はすぐに役場までご連絡ください。

自分の土地に不法投棄を防ぐために

ごみまで、多種多様です。きちんと出せばリサイクルできるものも、汚れや腐食により余計に処理費用がかかったり、埋立て処分になったりしています。

●不法投棄のごみも、適正処理困難物も、本来ならばごみを出した当事者が自ら処分するべきものです。
自分が出すごみは、責任を持って正しい方法で処分しましょう！

また、適正処理困難物の中で一番多いものは中身が入ったままのビン・缶類です。皆さんの家庭で中身を取り除き、軽く洗い流して出してください。

●家庭から出た場合の処分方法

これらのごみが家庭から出た場合は、その物を取り扱っている販売店や、製造業者などに引き取ってもらうか、民間のごみ処理業者に処分をお願いしてください。

●適正処理困難物の問題点

適正処理困難物はごみを集める段階で確認を行うのですが、確認できなかったものが環境美化センターに多量に集まっています。
適正処理困難物は専門的な処理が必要でその場での処分ができません。

●日時 3月27日(金) 午後7時 開会
●場所 町中央公民館大会議室
※平成20年度の再生資源集団回収助成金申請期限は3月16日(月)です。期限内にご提出ください。

平成21年度の再生資源集団回収(廃品回収)助成金の説明会を行います。集団回収を実施している団体や、新たに計画している団体の代表者は出席をお願いします。

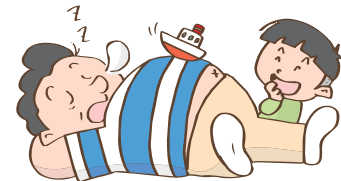
再生資源集団回収助成金の説明会を行います

ごみ収集カレンダーはA、B、C、D地区の4種類あります。平成20年度カレンダーを参考に確認してください。
家庭にカレンダーが届かなかった場合や、別地区のもが届いた場合は、役場環境保全課の窓口でお受け取りください。
また、冊子「ごみの分け方・出し方」も窓口で配布中です。

ごみ収集カレンダーを配布します

平成21年度のごみ収集カレンダー(4月～翌年3月分)を配布します。3月中旬に皆さんのお手元に届く予定です。

「特定健診・特定保健指導」 受けましたか？



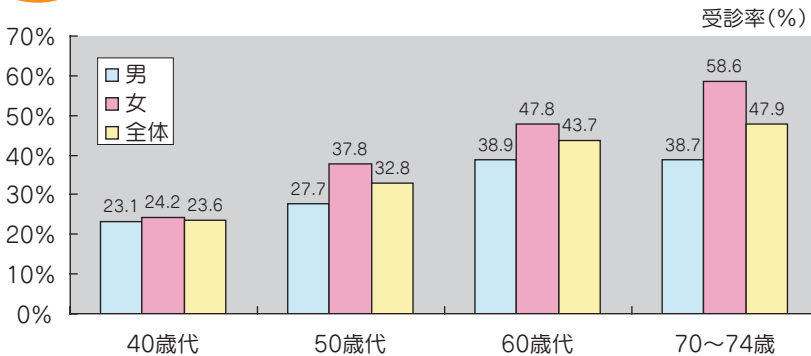
●若い人に多い未受診者
次のグラフは、1月末現在の国保特定健診の年代別の受診率と健診の結果で保健指導が必要と判断された人の割合です。

図1の受診率を見ると、40歳代の若い世代の人、性別では女性より男性の受診率が低く、全体の受診率は38.9%にとどまっています。大津町国保が定めている特定健診等実施計画では5年後の受診率の目標を65%にしていますが、それにはまだまだ足りない状況です。若いうちから生活習慣病の予防が必要ですので、より多くの若い人が健診を受けることが大切になります。

●保健指導が脱メタボのチャンス
また、特定保健指導該当者の割合(図2)では、女性より男性が多く、

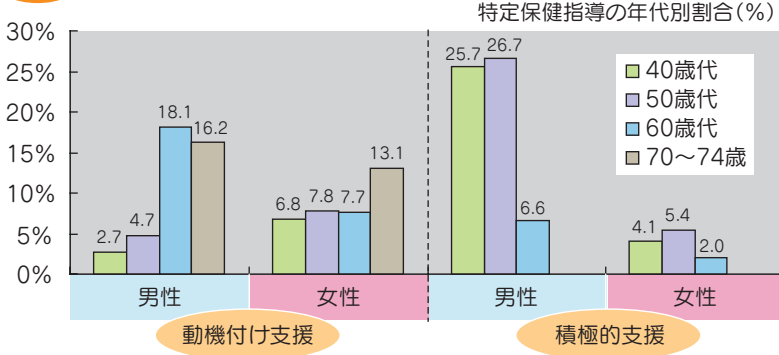
●みんな知ってる？「特定健診」
平成20年4月から40歳以上74歳以下の人を対象に特定健診・特定保健指導が始まりました。皆さんは受けましたか？
特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見を目的とした健診で、健診の結果、生活習慣の改善が必要な人には保健指導(特定保健指導)を行うことが法律で決められています。これは、医療保険者に義務付けられており、町では、保険者として国民健康保険の特定健診・特定保健指導を行っています。

図1 特定健診受診率



特にメタボリックシンドロームの危険因子が複数あてはまる「積極的支援」では、40歳、50歳代の男性が群を抜いて多くなっています。しかし、その中で実際に特定保健指導を受けた人は少なく、全体の2割しかありません。
メタボリックシンドローム自体は症状がありません。しかし、放置すると、心臓病や脳卒中、人工透析につながる慢性腎臓病など重い病気になります。

図2 特定保健指導該当者出現率



進行する可能性があります。毎年健診を受けることによって、体の異常をいち早く知ることができ、昨年、何らかの事情で受けられなかった人も、今年は特定健診・特定保健指導を受けて、自分の生活習慣を見直してみよう。
もちろん国民健康保険以外の人も、各医療保険の指定健診機関で特定健診を受けましょう。
※積極的支援の対象者は40~65歳未満

脱メタボがんばっています
ヘルスアップ倶楽部
毎週木曜日、町総合体育館で脱メタボを目標に、運動中心の健康教室を行っています。参加者は健診で「メタボ」と判定された人ですが、運動や食事に気をつけるようになってから、数値などに改善が見られるようです。
運動が苦手な人でも大丈夫。皆さんも参加してみませんか？

参加者の声
仲間と話しながら汗をかけるのがいいね
参加して体のことを考えるようになった
体重グラフをつけるのが楽しみのようになった

参加希望の人は
役場健康福祉課 健康対策係
☎(293) 3510